

災害時における対応について

松江市こども子育て部 こども政策課

風水害や大地震などが発生し、お預かりしている園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、休園などの措置をとることがあります。保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃からご留意をいただき、緊急時には速やかな行動がとれますようご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

保育園等が所在する場所（地区）に

避難情報が発令されたとき

登園前 午前6時 ～ 開園時刻	警戒レベル 4	避難指示	原則休園 ・施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる	・ただし、午前10時までには、避難情報が解除され、安全が確認できた場合、午後から保育を実施します
	警戒レベル 5	緊急安全確保	休園	
保育中	警戒レベル 4	避難指示	原則休園 ・施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる	保護者の方はお迎えをお願いします ・避難場所に避難する場合があります
	警戒レベル 5	緊急安全確保	休園	

保育園等が所在する場所（地区）に

震度5弱以上の地震が発生したとき

登園前 午前6時 ～ 開園時刻	震度5弱以上	原則休園 ・施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる	・施設及び施設の周辺の安全が確保された後に施設を再開します
	震度5強以上	休園	
保育中	震度5弱以上	原則休園 ・施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる	保護者の方はお迎えをお願いします ・避難場所に避難する場合があります ・施設及び施設の周辺の安全が確保された後に施設を再開します
	震度5強以上	休園	

（問合せ先）松江市こども子育て部こども政策課 電話 55-5666

この件のホームページ→ https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kosodatebu_hoikushoyoutienka/2_2/2/1602.html



災害時における代替保育について

松江市こども子育て部こども政策課

松江市内の保育所等では、集中豪雨・台風接近・大雨等の災害等非常時における避難情報の発令により、市の基準に基づいて臨時休園を決定いたします。この際、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れ（代替保育）を行います。

内容

市の基準に基づき翌日の臨時休園を保育施設が決定した場合
代替保育を「城東保育所」「幼保園のぎ」で実施します。
※災害の状況によっては実施しないこともあります。

対象家庭

両親（ひとり親家庭含む）がともに医療従事者やインフラ（電気・水道・ガス）運営、防災業務（消防、警察、自衛隊、災害業務に従事する公務員等）、保育施設、24 時間体制の高齢者施設、障がい者施設等に勤務する家庭

手続き

（１）事前



①事前登録
②認定

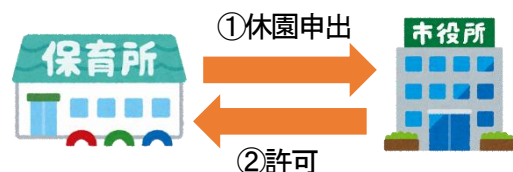


事前登録時に「子どもの情報（健康状態や医療歴、かかりつけ病院、健康保険等）」を記載いただき、留意事項について同意を得る

- 実施日：月曜～土曜
- 保育時間 8 時 30 分～17 時
※発生日時が日曜日や祝日、夜間、早朝などの場合、開始時間が変更となる。
- 対象園児 1 歳児クラス～5 歳児クラスの園児

（２）災害発生

- 8 時～19 時の発生（平日）
翌日 8 時半からの代替保育
- 上記以外の発生
午前 10 時からの代替保育
例：21 時の発生
翌日 10 時から代替保育



③休園の連絡



⑤利用



④利用申し込み
※各園 10 名程度

各家庭で弁当・おやつ・飲み物等を準備

（問合せ先）松江市こども子育て部こども政策課 電話 55-5666

この件のホームページ→ https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kosodatebu_hoikushoyoutienka/2_2/2/1602.html

